

地域密着型指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業所

デイハウスえみな

運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社えみなが開設する地域密着型指定通所介護事務所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所型サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護及び介護予防通所型サービスの提供に当たる者（以下「従業者」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所型サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の従業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ、自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイハウス えみな
- 二 所在地 千歳市勇舞1丁目2番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 二 従業者 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活全般に関する相談及び援助活動を行う。
 - 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の相談及び健康管理に従事する。
 - 介護職員 1名以上
介護職員は、利用者の介護業務に従事する。
 - 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の運動及び口腔機能訓練の指導に従事する。
- 従業者は、指定通所介護及び介護予防通所型サービスの提供に当たる。
(指定通所介護及び介護予防通所型サービスを兼務)

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、8月14日～15日、12月31日～1月3日までを除く。

(但し、本人・家族・ケアマネージャーとの相談により日曜日も行うことがある。)

二 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

三 サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は15名とする。(介護予防通所型サービス事業所定員を含む)

(通所介護の内容)

第7条 指定通所介護及び介護予防通所型サービスの内容は次のとおりとする。

一 生活指導(健康・介護の相談)

二 介護サービス

三 健康チェック

四 送迎

五 給食サービス

六 入浴サービス

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

1 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1km毎に20円。

2 食費700円。

3 おむつ代実費。

4 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当であると認められるものについては、その実費。

二 介護予防通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、当該介護予防通所型サービスが法廷代理受領サービスであるときは、千歳市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項で定める額とし、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

1 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用として、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1km毎に20円。

2 食費700円。

3 おむつ代実費。

4 その他介護予防通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千歳市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、指定通所介護及び介護予防通所型サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を利用する場合には、一人で利用せずその旨を申し出ること。
- 三 浴室を利用する場合には、一人で利用せずその旨を申し出ること。
- 四 喫煙は所定の場所で行う事。

第 14 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従事者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者のかかりつけの主治医へ連絡し、当該利用者の家族に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 二 事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 三 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 利用者の個人情報を含む通所介護計画、各種記録等については関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第 13 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 二 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 14 条 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、提供した指定通所介護及び介護予防通所型サービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 二 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 三 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 四 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 五 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、提供した指定通所介護及び介護予防通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 17 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 六 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあ

った場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(記録の整備)

第 15 条 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

二 指定通所介護及び介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 通所介護計画及び介護予防通所型サービス計画
- 2 提供した具体的なサービスの内容などの記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(事故発生時の対応)

第 16 条 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 二 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 三 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 5 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 18 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

二 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

三 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- 2 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- 3 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(非常災害対策)

第 19 条 非常災害時に適切に対応するため、具体的な計画を立てるとともに、浮上災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練に努めるものとする。

防火管理者を選出する。

防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

利用中の非常災害の場合は、従事者の指示に従うこと。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社えみな事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成15年04月15日から施行する。

この規定は、平成15年10月01日から施行する。

この規定は、平成15年12月01日から施行する。

この規定は、平成17年10月01日から施行する。

この規定は、平成18年04月01日から施行する。

この規定は、平成18年11月15日から施行する。

この規定は、平成19年05月01日から施行する。

この規定は、平成19年08月18日から施行する。

この規定は、平成20年02月01日から施行する。

この規定は、平成21年02月01日から施行する。

この規定は、平成23年04月01日から施行する。

この規定は、平成23年11月21日から施行する。

この規定は、平成24年04月01日から施行する。

この規定は、平成25年03月18日から施行する。

この規定は、平成28年07月05日から施行する。

この規定は、平成29年12月25日から施行する。

この規定は、令和06年04月01日から施行する。